

甲良町避難行動要支援者避難支援計画
(全体計画)

令和3年3月

甲 良 町

甲良町避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)

-目次-

1	総則	1
1-1	目的	1
1-2	位置付け	1
1-3	用語の定義	1
1-4	計画の対象範囲	2
1-5	計画の内容	2
1-6	個人情報の保護	3
2	避難支援体制の整備	4
2-1	避難支援体制の整備	4
2-2	要支援者避難支援会議	5
2-3	自治会および自主防災組織	6
3	避難行動要支援者情報の把握	7
3-1	避難行動要支援者名簿の作成・更新	7
3-2	避難支援同意者名簿の作成・更新	8
3-3	避難行動要支援者登録制度	8
3-4	名簿情報の提供	9
4	避難支援プラン（個別計画）の作成	10
4-1	避難支援プラン（個別計画）の作成	10
4-2	個別計画の共有	10
4-3	個別計画の更新	10
5	情報伝達体制の整備	11
5-1	避難準備情報等の周知	11
5-2	多様な手段の活用による通信の確保	11
5-3	安否確認情報収集体制の整備	11
5-4	情報支援要配慮者に必要な情報提供体制の整備	11
6	福祉避難所等の確保	12
6-1	福祉避難所等の確保	12
6-2	避難行動要支援者に必要な避難環境整備	12
7	啓発活動	14
7-1	町民の避難行動要支援者に対する自助および共助意識の向上	14

7-2	避難行動要支援者の防災知識の向上.....	14
7-3	避難行動要支援者の状況に配慮した避難支援方法の普及.....	14
7-4	避難支援者の育成.....	14
7-5	避難に必要な資機材の確保.....	14
7-6	個人情報の取り扱い.....	14
8	災害発生時の避難行動要支援者に対する避難支援	15
8-1	災害発生の可能性が高まった段階から避難（風水害）	16
8-2	災害発生後から6時間までの対応（風水害および震災）	19
8-3	避難救命期（6時間～72時間）の対応（風水害および震災）	19
8-4	応急対策期（72時間～1週間）の対応（風水害および震災）	22
8-5	復旧期（1週間～）の対応（風水害および震災）	22
8-6	復興対策期（2週間～）の対応（震災・必要に応じて風水害）	23

1 総則

1-1 目的

この計画は、甲良町において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、要介護高齢者や障害者等、自ら避難することが困難であり、避難に支援を必要としている要配慮者（以下「避難行動要支援者」という。）に対して、実効性のある避難支援計画を策定することを目的とする。

1-2 位置付け

この計画は、甲良町地域防災計画に定める「避難行動要支援者の避難支援」に関わる取り組みを具体化したものであり、東日本大震災の教訓を踏まえて「災害時要援護者の避難支援ガイドライン（改訂版）」（平成 18 年 3 月：災害時要援護者の避難対策に関する検討会）を全面改定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年 8 月：内閣府（防災担当））を踏まえて策定する。

また、随時内容を検討し、計画の見直しを行うものとする。

1-3 用語の定義

（1）避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

（2）避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者に対する避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる名簿をいい、災害対策基本法第 49 条の 10 第 1 項により町が作成を義務付けされたものをいう。

（3）避難支援

避難行動要支援者に対する避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。

（4）避難支援等関係者

災害の発生に備え、避難行動要支援者に対する避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、県警察、民生委員児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者をいう。

（5）名簿情報

避難行動要支援者に対する避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿

に記載された情報をいう。

(6) 避難支援同意者

避難支援等関係者に名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者をいう。

(7) 避難支援同意者名簿

避難支援等関係者に名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者の名簿をいう。

1-4 計画の対象範囲

(1) 避難行動要支援者の範囲

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自力で避難することが困難で、避難に際して支援が必要なもの（高齢者、障害者、難病患者、乳幼児（母子）、傷病者、妊婦等）

(2) 計画の対象範囲

町全域を対象とする。

1-5 計画の内容

(1) 避難支援体制の整備

避難行動要支援者の避難支援を実施する関係機関の組織と役割について定める。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

町や県、関係機関で把握している情報の収集や、避難行動要支援者登録制度を基に、避難行動要支援者名簿を作成することについて定める。

(3) 避難支援同意者名簿の作成

避難行動要支援者名簿を基に、避難支援等関係者に名簿情報を提供することに同意する避難支援同意者名簿を作成することについて定める。

(4) 避難支援プラン（個別計画）の作成

避難行動要支援者名簿をもとに、避難行動要支援者に対し、住所、氏名、性別、生年月日、要支援の理由、電話番号、緊急連絡先のほか、避難支援等関係者等、避難行動要支援者の避難に必要な支援事項等を整理した避難支援プラン（個別計画）を作成することについて定める。

(4) 情報伝達体制の整備

避難準備情報等の避難情報を避難行動要支援者へ情報伝達する体制の確立について定める。

(5) 安否確認体制の整備

災害時における避難行動要支援者の安否を確認する体制の確立について定める。

(6) 福祉避難所等の確保

福祉避難所等（福祉避難所、福祉避難室）の確保について定める。

(7) 啓発活動

避難行動要支援者の状況に配慮した避難支援方法の普及や避難支援訓練の実施等について定める。

(8) 災害発生時における避難行動要支援者に対する避難支援

災害発生時の避難行動要支援者に対する避難支援方法について定める。

1-6 個人情報の保護

本計画の実施に当たり、避難行動要支援者名簿、避難支援同意者名簿および避難支援プラン（個別計画）を取扱う職員、関係機関は、個人情報の保護について、甲良町個人情報保護条例（平成18年3月28日条例第2号）第11条の規定を遵守する。

甲良町個人情報保護条例

（職員等の義務）

第11条 実施機関の職員または職員であった者は、その職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。

2 避難支援体制の整備

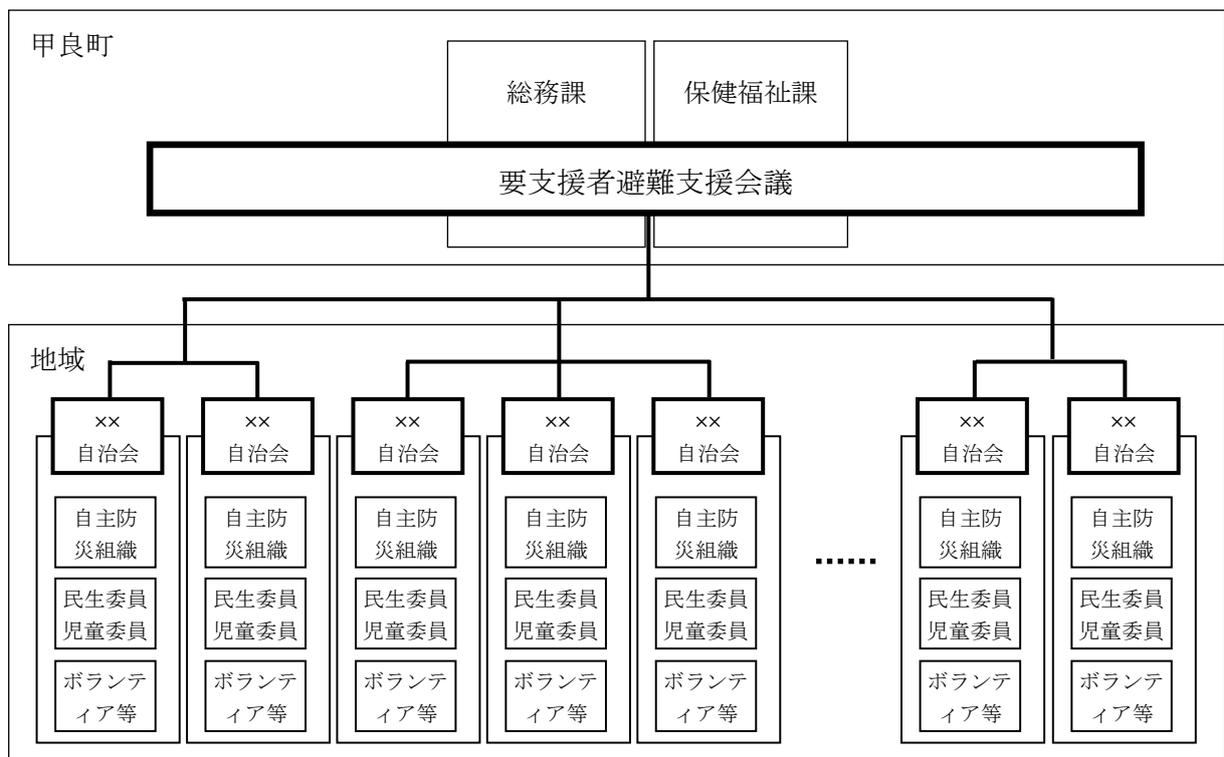
2-1 避難支援体制の整備

町は、災害時における避難行動要支援者の避難支援を的確に進めるため、庁内に横断的な組織として「避難行動要支援者支援会議（以下「要支援者避難支援会議」という。）」を設置する。

また、避難支援プラン（個別計画）作成に向けて、各地域における避難支援体制を構築するため、以下の避難支援等関係者と連携した取り組みを進める。

（避難支援等関係者）

- ・自治会、自主防災組織
- ・民生委員児童委員
- ・消防署員、警察署員
- ・消防団員
- ・社会福祉協議会
- ・その他防災および福祉関係者



2-2 要支援者避難支援会議

(1) 組織

町は、避難行動要支援者の避難支援対策の推進を確実に実施するため、福祉関係部局を中心に、防災関係部局と連携した横断的な組織として要支援者避難支援会議を設置する。

【避難行動要支援者避難支援体制】

区分	平常時	災害時
	要支援者避難支援会議	医療・要配慮者班
位置付け	○福祉関係部局が中心となって、防災関係部局と連携した横断的なプロジェクトチームとして実施	○災害対策本部体制時は福祉関係部局の避難行動要支援者支援活動の一環として実施
構成	○福祉関係部局 保健福祉課 ○防災関係部局 総務課 ○その他関係機関 町社会福祉協議会	○医療・要配慮者班
業務	○避難行動要支援者情報の収集・共有化・管理、避難支援プランの策定、避難行動要支援者参加型の防災訓練、広報等	○避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難支援、避難誘導、安否確認・避難状況の把握等

なお、要支援者避難支援会議は、平時に置かれる組織として位置付け、関係課のそれぞれ1名程度の職員をもって構成する。

また、議長は、保健福祉課長とし、町社会福祉協議会の参加を得る。

(2) 要支援者避難支援会議の業務内容

要支援者避難支援会議は、主に次の業務を実施する。

- ・ 要支援者避難支援会議の運営事務
- ・ 要支援者避難支援会議を構成する関係各課等の連絡調整
- ・ 避難行動要支援者情報の集約
- ・ 避難行動要支援者名簿の作成、更新
- ・ 避難支援同意者名簿の作成、更新
- ・ 避難行動要支援者登録台帳の作成、更新
- ・ 避難支援同意者名簿の関係機関との共有・活用・協定の締結
- ・ 避難行動要支援者への情報伝達体制の整備
- ・ 避難行動要支援者支援に関する普及啓発活動
- ・ 福祉避難所等の確保、整備
- ・ 広域避難場所（広域避難所を開設した場合は「避難所」、以下「避難所」という。）

での避難行動要支援者支援体制の整備、調整

- ・ 医療支援スタッフの確保
- ・ 避難所内の情報伝達体制の整備

2-3 自治会および自主防災組織

自治会および自主防災組織は、要支援者避難支援会議、民生委員児童委員等の協力を得て、以下の活動を実施する。

- ・ 地域における避難行動要支援者の把握および日常的な支援体制の整備
- ・ 地域における避難行動要支援者に係る避難支援プラン（個別計画）の作成支援
- ・ 避難行動要支援者に対する情報伝達体制の確立
- ・ 地域における避難支援者の組織化
- ・ その他避難行動要支援者支援に必要なこと

3 避難行動要支援者情報の把握

3-1 避難行動要支援者名簿の作成・更新

要支援者避難支援会議は、災害発生時において避難行動要支援者の生命、身体等を保護するため、町、県、関係機関が把握している要配慮者情報を集約し「避難行動要支援者名簿」を作成する。

避難行動要支援者名簿には、災害発生時に避難支援、安否確認等を行うことができるよう、避難支援に必要な個人情報を記載する。また、要支援者避難支援会議は、避難行動要支援者名簿の更新を行う。

(1) 避難行動要支援者名簿の記載対象者

- ・ 65歳以上の独居高齢者または緊急通報システム利用者
- ・ 介護保険法に規定する要介護認定において、要介護3以上の認定を受けている者
- ・ 身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受け、同施行規則別表第5号身体障害者身体障害程度等級表の1級又は2級に該当する者
- ・ 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受け、同通知に規定する程度区分のうちA1又はA2の判定を受けた者
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1級に該当する精神障害を有する者
- ・ 障害者自立支援法に規定する障害区分において区分4以上の認定を受けた者
- ・ 難病特定疾患患者の者

(2) 避難行動要支援者名簿の記載項目

- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 住所または居所
- ・ 電話番号その他の連絡先
- ・ 避難支援を必要とする理由
- ・ その他避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(3) 避難行動要支援者名簿の編集

避難行動要支援者名簿は、災害時の迅速かつ的確な避難支援を確保するため、以下のとおり編集する。

- ・ 避難行動要支援者名簿（町全体）
- ・ 避難行動要支援者名簿（地区別）

(4) 随時更新

要支援者避難支援会議は、日ごろの業務等の中で、避難行動要支援者名簿に登録されている情報の変更が必要となったときは、随時更新を行う。

(5) 定期更新

要支援者避難支援会議は、年に1回、避難行動要支援者名簿に登録している避難行動要支援者について異動等がないか確認し、情報の更新を行う。また、新たに登録する必要がある避難行動要支援者の有無を確認し、同様の措置を講ずる。

(6) 避難行動要支援者名簿の適正管理

町は、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、名簿を活用した避難支援の信頼性を担保するためにも、避難行動要支援者名簿を適正に管理する。

3-2 避難支援同意者名簿の作成・更新

要支援者避難支援会議は、災害発生時において避難行動要支援者に対する迅速な避難支援を実施するため、避難行動要支援者名簿を基に避難支援等関係者に名簿情報を提供することに同意する避難支援同意者名簿を作成する。

避難支援同意者名簿には、災害発生時に可能な限りの確かつ迅速に避難支援、安否確認等を行うことができるよう、避難支援に必要な個人情報に記載する。また要支援者避難支援会議は、避難支援同意者名簿の更新を行う。

(1) 避難支援同意者名簿の編集

避難支援同意者名簿は、災害時の迅速かつ的確な避難支援を確保するため、以下のとおり編集する。

- ・避難支援同意者名簿（町全体）
- ・避難支援同意者名簿（地区別）

3-3 避難行動要支援者登録制度

3-2 で作成する避難支援同意者名簿を補完するため、「避難行動要支援者登録制度」（以下「要支援者登録制度」という。）を創設する。

この制度は、災害時の避難行動が困難な要配慮者自らが、町の作成する避難支援同意者名簿への掲載を求めることができることを定めたものである。

避難支援同意者名簿への掲載を求める避難行動要支援者は、「避難行動要支援者登録申請書」（以下「登録申請書」という。）を町に提出する。

町は、要支援者登録制度について、広報紙、町公式ウェブサイト等を利用し、広く町民に周知する。

なお、要支援者登録制度の周知に際し、以下の点に留意する。

- ・避難行動要支援者のプライバシー情報を地域の避難支援者に必要に応じて開示することの同意を得る。

3-4 名簿情報の提供

(1) 避難支援同意者名簿の避難支援等関係者への提供

町は、避難行動要支援者から名簿情報提供について同意を得て作成した避難支援同意者名簿について、事前に避難支援等関係者に提供する。(災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項関係)

また、提供する名簿情報は避難支援等関係者に必要な部分(要支援者地区別名簿に限定する等)に限定し、提供先が団体等の場合は、取り扱い者を限定する等、個人情報の適正な管理に留意する。

(2) 災害時における避難行動要支援者名簿の避難支援等関係者等への提供

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため、避難支援等(避難支援および安否確認)の実施に必要な限度で、名簿情報提供に関する同意の有無にかかわらず、避難支援等関係者その他の者に対し名簿情報を提供する。(災害対策基本法第 49 条の 11 第 3 項関係)

4 避難支援プラン（個別計画）の作成

4-1 避難支援プラン（個別計画）の作成

町は、自治会、民生委員児童委員、社会福祉協議会等の協力を得て、要支援者避難支援会議が作成した避難行動要支援者名簿を基に、地域の実情等を踏まえ、個々の避難行動要支援者に対する「避難支援プラン（個別計画）」（以下「個別計画」という。）を作成する。

個別計画は、災害時の避難支援について作成し、情報伝達、避難誘導、避難先での留意事項等の避難支援に必要な事項を記載することとし、具体的には、以下の内容を盛り込む。

なお、避難支援者は、原則として、避難行動要支援者本人による推薦、避難支援者による自薦等、近隣に居住する者の中から選定するのを基本とする。

- ・緊急時の家族の連絡先
- ・避難支援者情報
- ・通所先の介護事業所、社会福祉施設等
- ・かかりつけ医及び携行する医薬品等
- ・緊急通報システムの有無
- ・情報伝達ルート
- ・その他（生活状況、情報伝達・避難誘導時及び避難先での留意事項等）

4-2 個別計画の共有

作成した個別計画は、避難行動要支援者、要支援者避難支援会議、自治会等（自主防災組織、民生委員児童委員児童委員、避難支援者）で情報共有し、災害に備えるとともに、平常時から避難行動要支援者の状況把握と見守りに活用する。

4-3 個別計画の更新

（1）定期更新

要支援者避難支援会議は、年に1回、個別計画の記載事項について異動等がないか確認し、変更等があった場合には変更等を行う。

（2）更新情報の共有

要支援者避難支援会議は、自治会等から個別計画の変更報告を受けた場合、個別計画について変更等を行い、修正した個別計画を情報共有者に速やかに配布し、情報の共有を図る。

5 情報伝達体制の整備

5-1 警戒レベルを用いた避難勧告等の周知

町は、地域防災計画において、特に風水害のおそれがあり、避難行動要支援者が避難を開始しなければならない段階で、人的被害が発生する可能性が高まったとき（避難行動要支援者が避難に要する時間内に、氾濫危険水位に到達すると予測される段階等）に警戒レベル3および避難準備・高齢者等避難開始の避難情報を発表することを定めている。

町は、地先の安全度マップやハザードマップ等により、避難すべき地域や5段階の警戒レベルとそれに対応する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の三類型それぞれの意味合い、住民の避難行動等を関係機関、住民等に周知する。

5-2 多様な手段の活用による通信の確保

町は、避難準備・高齢者等避難開始等の情報伝達は、広報車、防災行政無線、テレビ・ラジオ、町公式ウェブサイト、メール配信サービス等により、速やかに実施する。

実施に当たり、情報の受信・理解・判断・行動等の各段階でハンディキャップを負っている避難行動要支援者に対し、迅速かつ的確な情報伝達ができるよう、次の点について検討し、多様な通信手段の確保に努める。

- ・避難行動要支援者の特性を踏まえた情報伝達手段
- ・分かりやすい言葉、外国語による情報提供方法
- ・避難行動要支援者からの情報発信に関する体制づくり
- ・平時の見守りの中での情報伝達経路の確立
- ・災害情報伝達支援者の登録

5-3 安否確認情報収集体制の整備

要支援者避難支援会議は、避難行動要支援者名簿をもとに、災害時の安否確認情報を収集伝達するための体制を整備する。

要支援者避難支援会議は、日ごろの見守りの中で、安否確認が行われるよう、自治会・自主防災組織、民生委員児童委員、福祉関係機関等と連携を図るとともに、町内の社会福祉施設等について、施設内容、利用実態などの情報を把握する等、日ごろから協力関係をつくることにより、災害発生時には各施設から安否情報が得られるよう体制を整備する。

5-4 視聴覚障害者に必要な情報提供体制の整備

町は、避難所や福祉避難所において、情報の収集が困難な視聴覚障害者に対して、情報を提供できるよう、聴覚に障がいのある人のための手話・筆記要約ボランティアの確保や視覚に障がいのある人のための受信用機器、情報通信機器の整備に努める。

6 福祉避難所等の確保

6-1 福祉避難所等の確保

町は、災害時の避難生活において、要配慮者が身体介護や医療相談等の必要な生活支援を受けられるように、以下により福祉避難所等の確保を行う。

また、彦根医師会や医療関係機関と連携し、災害時に福祉避難所において必要となる要配慮者の健康管理や医療相談等にあたる医療支援スタッフや介護支援スタッフ等の協力体制を整える。

(1) 福祉避難所

要配慮者のうち、入院の必要や施設に入所するほどではないが、避難所等での生活に支障をきたす者に対し、特別な福祉的配慮がされている避難所として、甲良町保健福祉センターを福祉避難所と指定し、日頃より施設管理者と連携しつつ、災害時に必要となる空間や物資・器財、人材、移動手段等の事前整備に努める。

(2) 福祉避難室

広域避難所(小学校等)に福祉避難室を整備し、要配慮者のニーズに対応する。また、福祉避難室については、保健室や特別教室等を充てることとする。

なお、避難者への支援は、公平性を原則としながら、要配慮者には次の点を十分に配慮する。

- ・トイレに近い場所の確保
- ・寒暖の差が少ない場所への誘導
- ・畳の部屋がある場合は要配慮者を優先
- ・可能な限りのプライバシーの確保
- ・男女トイレの分離、着替えスペース、間仕切りの設置、授乳スペース 等

(3) 緊急入所

要配慮者の体調管理に万全を期すため、社会福祉施設等への緊急入所措置が図れるよう施設管理者とあらかじめ協議を行い、同意を得た上で、協定を締結するなど協力体制の整備を図る。

6-2 要配慮者に必要な避難環境整備

町は、要配慮者に配慮した生活環境を提供するため、避難所については、福祉トイレの設置やバリアフリー化の促進に努める。

また、食料や飲料水、生活必需品などの必要物資の備蓄においても、要配慮者に配慮し、お粥や粉ミルク等の非常食や紙おむつ、車椅子、簡易トイレ等の必要物資について、備蓄や協定の締結等により速やかに調達できるような体制整備に努める。

さらに、情報の収集が困難な視聴覚障害者に対して、情報を提供できるよう、聴覚に障

がいのある人のための手話・筆記要約ボランティアの確保や視覚に障がいのある人ための受信用機器、情報通信機器の整備に努める。

7 啓発活動

7-1 町民の避難行動要支援者に対する自助および共助意識の向上

町は、日ごろの見守りや支え合いなどの中で、地域全体の融和や助け合い精神、福祉社会づくりの意識の醸成を図る。

7-2 避難行動要支援者の防災知識の向上

町は、避難行動要支援者自身が自助意識を高め、必需品の準備や避難経路・避難所等を確認するなど、防災に関心を持ち、正しい知識を身につけられるよう、防災知識の普及啓発を図る。

7-3 避難行動要支援者の状況に配慮した避難支援方法の普及

町は、避難行動要支援者の状況に配慮した避難支援方法について、研修会、広報紙、町公式ウェブサイト等を通じて、住民に普及する。

7-4 避難支援者の育成

町は、自治会と連携し、研修等を通じて、地域の避難行動要支援者支援活動を継続的・専門的に担う人材を育成する。

7-5 避難に必要な資機材の確保

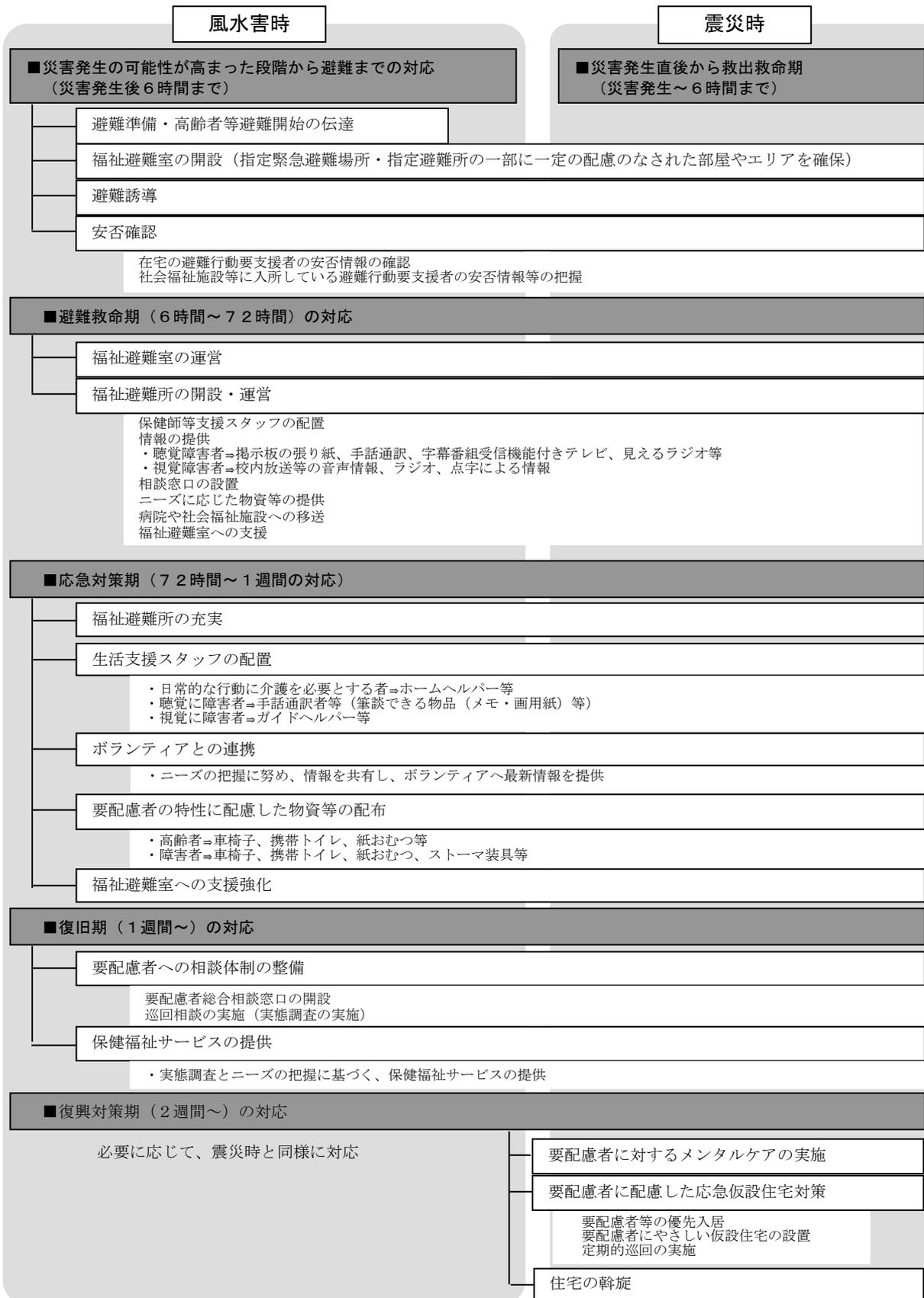
町は、助成事業の拡充に努め、地域における防災資機材の整備を支援する。

7-6 個人情報の取り扱い

町は、避難支援同意者名簿等の情報提供先に対し、個人情報の取り扱いに関する研修等を実施する。

8 災害発生時の避難行動要支援者に対する避難支援

災害発生時の避難行動要支援者対応フロー



8-1 災害発生の可能性が高まった段階から避難（風水害）

（1）避難準備・高齢者等避難開始の伝達

町は、予警報等により風水害等の発生が予見される場合には、人的被害の可能性が高まった段階で、警戒レベル 3 の発表および「避難準備・高齢者等避難開始」の避難情報を発令する。

保健福祉課は、「避難準備・高齢者等避難開始」を避難支援者、避難行動要支援者に伝達する。

また、保健福祉課は、特に犬上川の氾濫で浸水が想定されるときや土砂災害の発生が予想されるときは、次のリストのうち被災する危険のある施設へ直ちに連絡する。

表 要配慮者関連施設リスト

（1）乳幼児施設

施設名	所在地	電話番号
甲良東保育センター	機関 32	38-2087
甲良町子育て支援センター	下之郷 1509	38-8003
甲良西保育センター	呉竹 53	25-1752

（2）福祉施設

施設名	所在地	電話番号
甲良町保健福祉センター	在士 357-1	38-5151
甲良町地域包括支援センター	在士 357-1	38-5161
甲良町グループホームらくらく	在士 625	38-8182
知的障害者授産施設せせらぎ	横関 157-1	38-3975
せせらぎ通所介護事業所	在士 357-1	38-4667
甲良町デイサービスセンターけやき	在士 625	38-8181
デイサービス 笑楽	正楽寺 150-1	38-8118
デイサービス えがお	在士 357-1	38-5171
甲良町デイサービスセンターかつらぎ	下之郷 1509	38-8233
デイサービスあかり	在士 702-1	38-8131

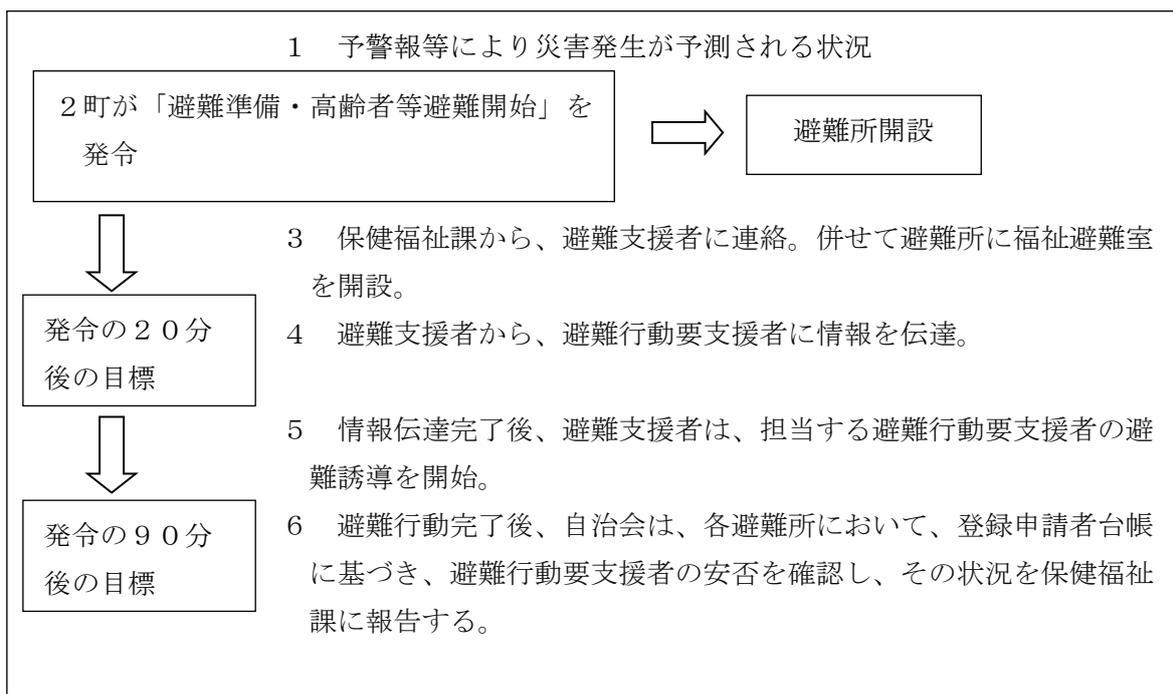
(2) 福祉避難室の開設

保健福祉課は、教育委員会と連携し、避難所の一部に一定の配慮がなされた部屋やエリアを確保し、福祉避難室を開設する。

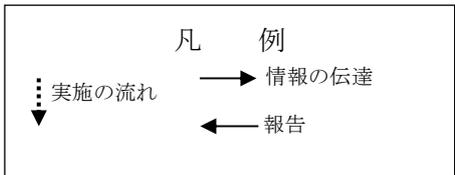
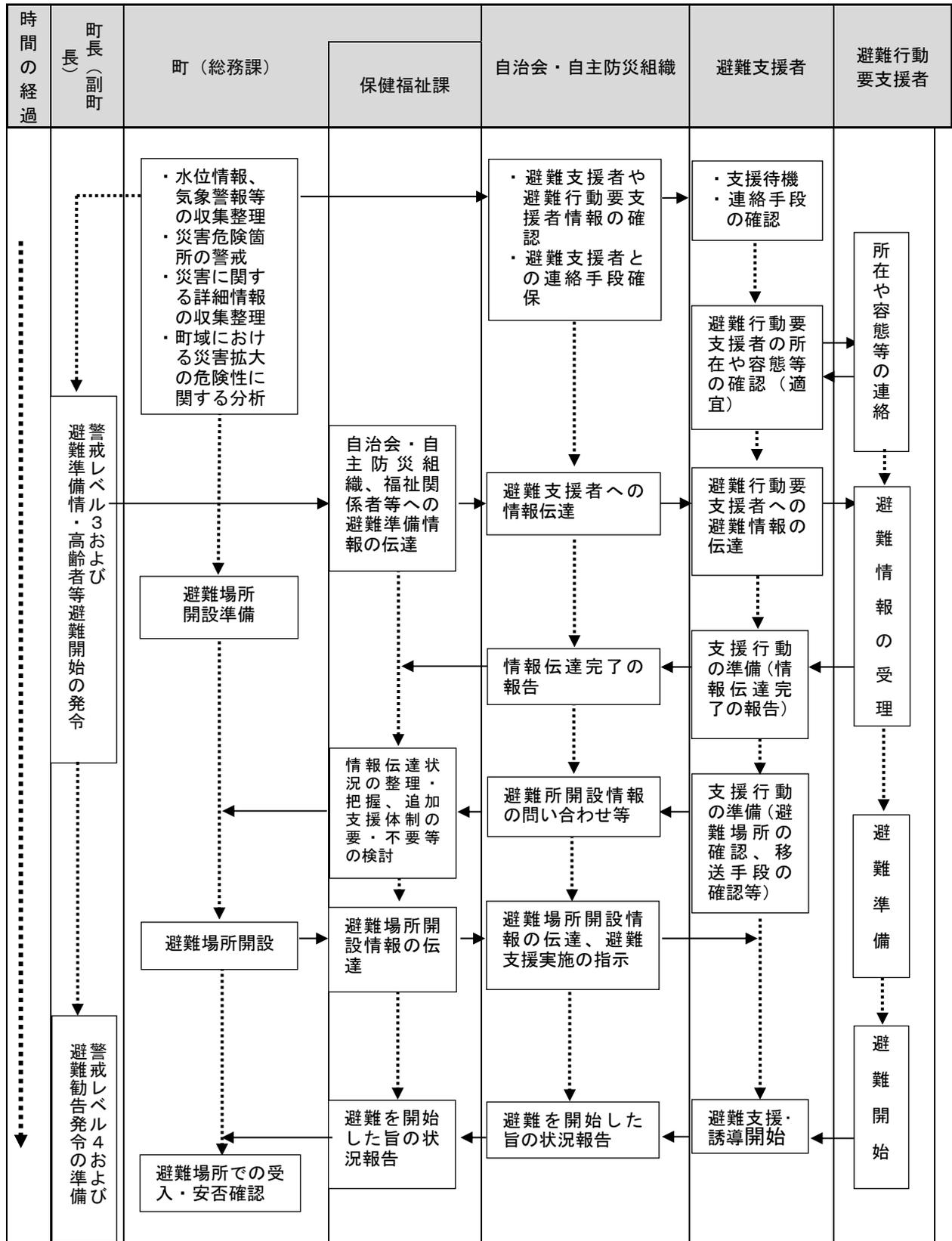
(3) 避難誘導

避難支援者は、「避難準備・高齢者等避難開始」が伝達された場合は、担当する避難行動要支援者をあらかじめ定めた避難所等に避難させる。

< 「避難準備・高齢者等避難開始」伝達の流れ >



[災害時の避難支援実施の流れ]



(4) 安否確認

ア 在宅の避難行動要支援者の安否情報の把握

- ①自治会等は、各避難所において、あらかじめ把握している避難支援同意者名簿に基づき、避難行動要支援者の安否確認を開始する。
- ②安否不明の避難行動要支援者がいる場合は、速やかに避難支援者が避難行動要支援者宅に安否確認に向かう。
- ③自治会等は、②においても安否不明の避難行動要支援者がいる場合、速やかにその旨を医療・要配慮者班に報告する。
- ④保健福祉課は、避難支援同意者名簿にもとづき、各避難所に照会するなど安否不明の避難行動要支援者の所在確認をするとともに、必要に応じて、消防や警察等に安否不明の避難行動要支援者の捜索等を要請する。
- ⑤保健福祉課は、避難行動要支援者の安否情報を集約する。

イ 社会福祉施設等に入所している避難行動要支援者の安否情報の把握

保健福祉課は、社会福祉施設等についても、被害状況や負傷者等の情報を集約する。

8-2 災害発生後から 6 時間までの対応（風水害および震災）

(1) 福祉避難室の開設

「第 1 災害の可能性が高まった段階から避難（風水害）」における（2）福祉避難室の開設と同じ。

(2) 避難誘導

災害が発生した場合、避難支援者は、自分や家族の安全を確保した後、直ちに担当する避難行動要支援者をあらかじめ定めた避難所等に避難させる。

(3) 安否確認

「第 1 災害の可能性が高まった段階から避難（風水害）」における（4）安否確認と同じ。

8-3 避難救命期（6 時間～72 時間）の対応（風水害および震災）

(1) 福祉避難室の運営

医療・要配慮者班は、避難所班、各避難所を円滑に運営するために設置する「避難所運営委員会」※と連携し、福祉避難室において、要配慮者の健康管理や健康相談、災害情報の提供、ニーズに応じた生活用品や物資等の提供を行う。

また、必要に応じ、福祉避難所や病院への移送を行う。

※「避難所運営委員会」とは

避難者の数が増え、避難生活の長期化が見込まれるときに、地域住民と行政機関等が一体となり総合的な避難所の運営管理体制を確立することを目的として設置される組織であり、委員会の運営リーダーは地域の自治会長など積極的に関わっていただける方から選出される。

詳細は、避難所運営マニュアル参照

自治会は、災害ボランティア等とともに、要配慮者の避難所での生活の援助を行う。

ア 情報の提供

要配慮者に情報がもれなく伝達されるように、複数の伝達手段を使って情報を提供する。

イ 相談窓口の設置等

福祉避難室における要配慮者のニーズを把握するため、要配慮者のための相談窓口を設置する。

ウ ニーズに応じた物資等の提供

要配慮者のニーズに応じた生活用品や物資等を提供する。

エ 病院や福祉施設への移送および搬送

要配慮者の定期的な体調把握に努め、福祉避難所等への入所が適切と判断した要配慮者を順次移送する。

また、医療機関での治療が必要となった要配慮者を速やかに病院に搬送する。

(2) 福祉避難所の開設・運営

医療・要配慮者班は、身体介護、健康相談等必要な生活支援提供や生活物資等を供給する体制が整備され次第、以下の活動を行い、次頁のフローを参考に福祉避難所を開設・運営する。

ア 保健師等支援スタッフの配置

要配慮者の健康管理や健康相談等に対応できるよう、保健師等を配置する。

イ 情報の提供

要配慮者にも情報がもれなく伝達されるように、複数の伝達手段を使って情報を提供する。

ウ 相談窓口の設置等

福祉避難所における要配慮者のニーズを把握するため、要配慮者のための相談窓口を設置する。

エ ニーズに応じた物資等の提供

福祉避難所における要配慮者のニーズに応じた生活用品や物資等を提供するとともに、避難所および民間社会福祉施設等への生活物資等の供給支援を行う。

オ 病院への搬送

要配慮者の体調管理に努め、医療機関での治療が必要となった要配慮者を速やかに病院に搬送する。

カ 福祉避難室への支援

福祉避難室に対し、保健師等支援スタッフ等の巡回や物資の提供等の支援を行う。

■福祉避難所の開設・運営手順

参考：内閣府「災害時要援護者対策の進め方」

- ① 福祉避難所に対する必要者数の把握
↓
一般の避難所における要配慮者のニーズを集約するとともに、避難行動要支援者名簿を活用して、福祉避難所への避難者数の概数を把握する。
- ② 指定された福祉避難所の被災状況等の確認
↓
福祉避難所に指定した施設と連絡を取り、施設の被災状況や受入体制・受入可能数などについて確認を行う。
- ③ 福祉避難所の開設
↓
被災状況等を確認した上で、福祉避難所に指定した施設において、受入可能と判断されたときは、福祉避難所を開設する。
また、一般の避難所においては、福祉避難所の開設情報や提供できるサービス情報等について要配慮者に対し周知を行う。
さらに、開設された福祉避難所の施設管理者に対し、要配慮者の福祉避難所への受入の開始や受入窓口の設置、避難状況の把握等を進めるよう要請する。
- ④ 福祉避難所の避難者に必要なサービスの把握とその調整
↓
福祉避難所の避難者に必要なサービスの把握に努め、支援を行う保健師、看護師等の専門職員やボランティア等の確保を行い、また、必要に応じて、県に対し専門職員の派遣等を要請する。
- ⑤ 要配慮者に対する適切な支援の実施
↓
福祉避難所の施設管理者に対し、必要に応じて、相談等に当たる介助員等を配置させ、要配慮者への日常生活上の支援を行うよう要請する。
また、被災地等における復旧状況に合わせて、福祉避難所に避難している要配慮者に対し、本来受けるべき福祉サービスの制度へ移行を図る相談等を適宜実施し、住み慣れた地域で過ごせるよう早期退所を目指すことに努める。
なお、福祉避難所の避難者の退所については、責任を持って対応する。
- ⑥ 福祉避難所の増設等
↓
一般の避難所に避難している要配慮者からニーズを聴取した結果を踏まえ、福祉避難所の増設について検討する。
増設が必要な場合は、その他社会福祉施設等に依頼し、緊急入所の措置を図るほか、それでも要配慮者の福祉需要に十分対応できない場合は、県に調整を要請する。

8-4 応急対策期（72 時間～1 週間）の対応（風水害および震災）

（1）福祉避難所の充実

医療・要配慮者班は、福祉避難所の運営状況に応じて、次の検討を行う。

ア 支援スタッフの配置

自分の力だけでは生活が困難な要配慮者に対しては、介護等の必要性に応じて、生活行動を支援するスタッフを配置する。

日常的な行動に介護を要する者	ホームヘルパー等
聴覚障害者	手話通訳者、要約筆記者等
視覚障害者	ガイドヘルパー、音訳者等

イ ボランティアとの連携

町災害ボランティアセンター等と連携し、必要な場所に要配慮者支援のためのボランティアを配置する。

ニーズは刻々と変化するため、医療・要配慮者班は、随時、その把握に努め、情報を共有し、ボランティアに最新の情報を提供する。

ウ 要配慮者の特性に配慮した物資等の配布

必要な物資等が要配慮者によって異なるため、相談窓口の設置や巡回相談等により要配慮者のニーズを把握し、要配慮者の特性に配慮した物資等を配布する。

食物アレルギーのある方は、一般の救援物資等が食べられないため、アレルギー用食品等を提供できるよう配慮する。

高齢者	車いす、携帯トイレ、紙おむつ等
障害者	車いす、携帯トイレ、紙おむつ、ストーマ装具等

エ 福祉避難室の強化

各地からの保健師等支援スタッフの派遣や災害ボランティアの参加等により、福祉避難所の運営体制が充実した段階で、刻々と変化するニーズに応じた支援スタッフやボランティアの配置、生活必需品や救援物資等の配布等、福祉避難室の強化を図る。

8-5 復旧期（1 週間～）の対応（風水害および震災）

（1）要配慮者への相談体制の整備

医療・要配慮者班は、町の災害復旧状況に応じて、次の検討を行う。

ア 要配慮者総合相談窓口の設置

庁舎に要配慮者総合相談窓口を設置し、総合的な保健福祉に関する相談等を行う。スタッフは、保健福祉課職員や町社会福祉協議会職員、手話通訳者等の中から人選する。

イ 巡回相談の実施

保健師、ケースワーカー等の保健福祉専門職員による巡回相談チームを編成し、要配慮者の実態調査、ニーズの把握に努めるとともに、必要な健康相談や保健指導を行う。

（2）保健福祉サービスの提供

医療・要配慮者班は、巡回相談チームによる実態調査とニーズの把握に基づき、必要な保健福祉サービスを継続的に提供するため、調査結果の集約や必要量を算出し、福祉サービス事業者と調整を行い、サービスの提供を開始する。

8-6 復興対策期（2週間～）の対応（震災・必要に応じて風水害）

（1）要配慮者に対するメンタルケアの実施

医療・要配慮者班は、災害発生時の恐怖や不慣れな避難所生活等から、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の心配があるため、被災した要配慮者に対するメンタルケアを行う。

（2）要配慮者に配慮した応急仮設住宅対策

医療・要配慮者班は、要配慮者の被害状況等に応じて、次の検討を行う。

ア 要配慮者等の優先入居

要配慮者の住居の損害が大きく、避難生活が長期化する場合には、速やかに仮設住宅を設置し、要配慮者の優先入居に配慮する。

イ 要配慮者にやさしい仮設住宅の設置

要配慮者の生活行動等に支障が出ないように、バリアフリーの仮設住宅を設置する。
また、要配慮者の生活環境は、災害前の生活圏内が望ましいことから、仮設住宅については可能な限り災害前の居宅に近い場所に設置する。

ウ 定期的巡回の実施

要配慮者が居住する仮設住宅については、保健師、看護師等による定期的な巡回訪問により、安否や健康状態、生活状況等の確認を行うとともに、必要に応じて在宅福祉サービスを提供する。

（3）住宅の斡旋

医療・要配慮者班は、必要に応じて、要配慮者の健康状態、必要な介護の状態等を考慮し、公営住宅等を斡旋する。